

平成30年度京都三山の森再生業務受託候補者審査基準

平成30年11月13日決定

本受託候補者審査基準は、提出された提案書等から提案者の事業実施能力を審査し、受託候補者を決定するための基準を示すものである。

1 選定者

京都市の職員により構成する「京都三山の森再生業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において評価し、受託候補者を選定する。

2 選定方法

選定委員会において、別表に掲げる評価項目について採点し、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。なお、応募者が1者であった場合は、採点結果が一定点数（平均60点）以上であり、かつ、受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として選定する。

3 評価項目及び配点

評価項目及び配点については、別表のとおりとする。

4 評価点

選定委員会は、別表の各項目について、A～Eの評価を行うものとする。

評価	評価内容
A	極めて良好
B	良好
C	普通
D	やや不十分
E	不十分

5 失格の条件

以下に掲げる場合は、無条件で失格とする。

- (1) 「本業務の実施体制が十分にあるか」の評価がD又はEである場合
- (2) 提案書等に虚偽の記載があった場合
- (3) 受託希望金額が契約金額の上限を超えている場合
- (4) 提案書等に必要な項目が記載されていない場合

別表 評価項目及び配点

項目	評価内容	配点
企画提案書	本業務の実施体制が十分にあるか ・ 業務の実施に必要な人員及び体制が整っているか ・ 人員には十分な経験と能力が備わっているか	10
	実施計画案における森林整備の内容が適当であるか（計50点） ・ 森林目標像の達成に向けた森林再生が期待できるか ・ 植栽する苗木の樹種、数量、植栽方法、苗木の扱いは適正か ・ 効果的なシカ等の食害防止対策であるか ・ 景観支障木や危険木、モウソウチク、苗木の生長を阻害する樹木の伐採や除伐は適切か	20 10 10 10
	案内表示板の設置が適当であるか ・ 視認性の高い表示であり、効果的な設置が期待できるか	10
	その他の事項 ・ 創意工夫がなされているなど卓越したアピール点があるか	10
	過去の業務実績は豊富か ・ 類似の業務実績が豊富で、ノウハウの蓄積があるか ・ 類似の業務において優れた成果を残しているか	10
	見積書の金額は適当か ・ 受託希望金額の高低 ・ 見積金額は提案内容の実施に相当であるか	10
合計		100

※ 受託希望金額の評価基準については、以下のとおり定める。

1 極めて良好（10点）

　予定価格の85%未満の提案で、本業務が円滑に実施できる場合

2 良好（8点）

　予定価格の85%以上～90%未満の提案で、本業務が円滑に実施できる場合

3 普通（6点）

　予定価格の90%以上～95%未満の提案で、本業務が円滑に実施できる場合

4 やや不十分（4点）

　予定価格の95%以上～99%未満の提案で、本業務が円滑に実施できる場合

5 劣っている（2点）

　予定価格の99%以上の提案で、本業務が円滑に実施できる場合

別紙様式

平成30年度京都三山の森再生業務受託候補者選定評価表

選定対象：

評価者：